

伊予市宿泊施設燃料物価高騰対策支援金交付要綱

令和6年1月9日

伊予市告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃料等の物価高騰により経営に影響を受けている市内の宿泊事業者を支援し、経営の安定化を図り事業の継続を支援するために、市が予算の範囲内において、伊予市宿泊施設燃料物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を交付することに関し、伊予市補助金等交付規則(令和3年伊予市規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において「宿泊事業者」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定により営業の許可を受けた者又は住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の規定により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者(それぞれ風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律112号)による営業を行う者を除く。)をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、市内に宿泊施設を有する宿泊事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税の滞納がない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しない者

(3) 支援金の申請時において事業を営んでおり、将来も継続して事業を行う意思のある者

(交付対象期間)

第4条 支援金の交付の対象となる期間（次条において「交付対象期間」という。）は、令和5年1月から12月までとする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、次のとおりとする。

(1) 旅館業法による宿泊事業者 交付対象期間の月ごとの人泊数に600円を乗じて得た額（上限500万円）

(2) 住宅宿泊業法による宿泊事業者 交付対象期間の月ごとの人泊数に300円を乗じて得た額（上限250万円）

2 前項の規定にかかわらず、交付対象期間の月ごとの宿泊料金について前年の同月と比較して値上げをした月にあつては、その宿泊料金の差額に当該月の人泊数を乗じて得た金額を前項の規定により算出された支援金の額から減じるものとする。

3 前項の宿泊料金の差額は、大人一人の夕食及び朝食の料金を含まない宿泊料金（消費税及び地方消費税を除く。）を基に算出するものとする。

(支援金の交付申請及び請求)

第6条 規則第5条第1項に規定する申請は、規則第15条第2項に規定する請求と合わせて様式第1号により行うものとする。

(支援金の交付決定)

第7条 規則第6条第3項に規定する通知は、様式第3号により行うものとする。
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年1月9日から施行する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

年 月 日

伊予市宿泊施設燃料物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

伊予市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

伊予市宿泊施設燃料物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請
します。

記

1 支援金交付申請額 金 円

2 交付を受けようとする宿泊施設

名称又は届出番号	
所在地	

3 添付書類

- (1) 旅館業法による許可証又は住宅宿泊事業法による届出標識の写し
- (2) 市税を完納していることが証明できる書類
- (3) 伊予市宿泊施設燃料物価高騰対策支援金交付金額計算書 (様式第 1 号別紙)
- (4) 同意・誓約書 (様式第 2 号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第1号別紙（その1）（第6条関係）

伊予市宿泊施設燃料物価高騰対策支援金交付金額計算書（旅館業法）

施設名称又は届出番号	
------------	--

年月	支援金単価 600円－宿泊料金の差額 (a)	人泊数 (b)	補助金額 (a)×(b)
令和5年1月	600円－ 円＝ 円	人泊	円
令和5年2月	600円－ 円＝ 円	人泊	円
令和5年3月	600円－ 円＝ 円	人泊	円
令和5年4月	600円－ 円＝ 円	人泊	円
令和5年5月	600円－ 円＝ 円	人泊	円
令和5年6月	600円－ 円＝ 円	人泊	円
令和5年7月	600円－ 円＝ 円	人泊	円
令和5年8月	600円－ 円＝ 円	人泊	円
令和5年9月	600円－ 円＝ 円	人泊	円
令和5年10月	600円－ 円＝ 円	人泊	円
令和5年11月	600円－ 円＝ 円	人泊	円
令和5年12月	600円－ 円＝ 円	人泊	円
合 計			円

備考

- (1) 複数の宿泊施設を運営する者は、宿泊施設ごとに本様式を作成すること。
- (2) 各月の人泊数の内訳が分かる資料を添付すること。

様式第1号別紙（その2）（第6条関係）

伊予市宿泊施設燃料物価高騰対策支援金交付金額計算書（住宅宿泊業法）

施設名称又は届出番号	
------------	--

年月	支援金単価 300円－宿泊料金の差額 (a)	人泊数 (b)	補助金額 (a) × (b)
令和5年1月	300円－ 円＝ 円	人泊	円
令和5年2月	300円－ 円＝ 円	人泊	円
令和5年3月	300円－ 円＝ 円	人泊	円
令和5年4月	300円－ 円＝ 円	人泊	円
令和5年5月	300円－ 円＝ 円	人泊	円
令和5年6月	300円－ 円＝ 円	人泊	円
令和5年7月	300円－ 円＝ 円	人泊	円
令和5年8月	300円－ 円＝ 円	人泊	円
令和5年9月	300円－ 円＝ 円	人泊	円
令和5年10月	300円－ 円＝ 円	人泊	円
令和5年11月	300円－ 円＝ 円	人泊	円
令和5年12月	300円－ 円＝ 円	人泊	円
合 計			円

備考

- (1) 複数の宿泊施設を運営する者は、宿泊施設ごとに本様式を作成すること。
- (2) 各月の人泊数の内訳が分かる資料を添付すること。

同意・誓約書

私は、「伊予市宿泊施設燃料物価高騰対策支援金」を申請するに当たり、下記の内容について同意・誓約します。

記

- 1 伊予市宿泊施設燃料物価高騰対策支援金交付要綱第3条に定める要件を全て満たしています。
 - 2 暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、市が関係機関に照会することに同意します。
 - 3 市長が必要と判断した場合、申請書類に記載された情報を他の官公署等に照会し、及び提供することについて同意します。
 - 4 支援金の交付を受けた後も、事業を継続する意思があります。
 - 5 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき、支援金の受給後に交付要件に該当しないことが判明したとき、及び支援金の交付の条件に違反したときは、既に交付を受けた支援金を返還します。
 - 6 支援金の受給後であっても、市が必要に応じて実施する調査等に協力します。
- この同意・誓約書の内容は、事実と相違ありません。

年 月 日

伊予市長 様

所在地

名称

代表者氏名

（署名又は記名押印）

様

伊予市長

印

伊予市宿泊施設燃料物価高騰対策支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった伊予市宿泊施設燃料物価高騰対策支援金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 支援金の額 金 円
- 2 支援金交付条件
 - (1) 伊予市補助金等交付規則（令和3年伊予市規則第9号）及び伊予市宿泊施設燃料物価高騰対策支援金交付要綱（令和6年伊予市告示第1号）に従わなければならないこと。
 - (2) 支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すこと。
 - (3) 支援金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合で、既に支援金の交付を受けているときは、当該取消しに係る部分に係る支援金の全部又は一部に相当する額を市に返還すること。
 - (4) 支援金に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。